

経済産業省

デジタルプラットフォームの透明性・公正性に関する
モニタリング会合
第7回 議事要旨

■ 開催概要

<日 時> 令和4年10月27日(木) 12:00~14:00

<場 所> オンライン開催 (Teams)

■ 出席者

<委員> (座長以下50音順)

岡田座長、生貝委員、黒田委員、伊永委員、武田委員、百歩委員、平山委員、増島委員、若江委員

<オブザーバー>

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 金藤 ICT 委員会委員長

公益社団法人日本通信販売協会 万場専務理事

一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム 岸原専務理事

<関係省庁>

公正取引委員会 経済取引局 総務課 デジタル市場企画調査室 稲葉室長

総務省 情報流通行政局 参事官室 山本主査

消費者庁 消費者政策課 取引デジタルプラットフォーム消費者保護室 石橋政策企画専門官

<事務局>

経済産業省 商務情報政策局 野原局長、門松審議官、

日置デジタル取引環境整備室長

(令和4年度事務局運営支援業務委託先) (株)野村総合研究所、(株)イベント・レンジャーズ

■ 議事次第

1. 開会
2. 議題
 - ・会合意見とりまとめに向けた議論
3. 閉会

■ 配布資料

議事次第

資料1 モニタリング会合意見とりまとめ（骨子案）

資料2 特定デジタルプラットフォーム提供者による苦情・紛争処理の状況（令和3年度）

■ モニタリング会合意見とりまとめに向けた議論

- 事務局から、資料1・2の説明があった。その後、委員等からのコメントがなされた。委員等からの主な意見は以下のとおり。
- ✓ 透明化法を受けた特定 DPF 提供者の自主的な処置によって、透明性が一定程度改善したことは評価したい。特に、モニタリング会合のヒアリングを通じて、透明性が改善した項目も多いため、次年度も続けていきたい。
- ✓ 特定 DPF 提供者各社から、各々のビジネスモデルを踏まえた取り組み内容の報告をしていただいた。各社には、今後、経済産業大臣からの公表される評価内容を精査し、来年度における重点取り組み項目を示してほしい。
- ✓ 特定 DPF 提供者各社には、説明内容を裏付けるエビデンスを提出していただきたい。例えば、内部統制が有効に機能していることを社内を確認した結果や、自社優遇の有無についての内部監査等の結果など。
- ✓ 事後対応を評価しすぎることで、事前のルール整備がおざなりにならないよう、事前のルールについての評価と事後対応についての評価のバランスをとるべきである。
- ✓ アカウント停止や返品について、利用事業者もルールを確認することが重要である。もっとも、中小企業である利用事業者が膨大な量の規約を確認することは難しいため、重要事項をまとめたダイジェスト版の提供などを希望する。
- ✓ オンラインモールの相談窓口を使用する利用事業者の多くが匿名でなければ、相談できないような構造であることに対して何らかの対処を検討すべきである。
- ✓ 特定 DPF 提供者と個別の利用事業者とのやり取りでは解決が難しい紛争等における ADR（裁判外紛争解決手続）・ODR（オンライン紛争解決）を利用した解決を、具体的に検討していきたい。
- ✓ 透明化法が継続的に取り組むべき2つの課題も明らかになった。1つめは、自社優遇である。自社優遇について、外部検証が難しいことが課題である。2つめは、手数料である。アプリストア手数料について納得できる説明はなかったことが課題である。
- ✓ 表示順位に関して、広告が検索結果の上位に掲載されるために、自社名の検索結果であっても広告を購入しなければならないという声が上がっており、継続的な検討が必要である。
- ✓ アプリストアの手数料水準に関して、利用事業者の団体等との継続的な協議を行い、相互理解を促進していくことが有益である。
- ✓ 自社優遇の対応方法としては、公正取引委員会に対する措置請求も考えうる。
- ✓ 現在、モニタリング会合のヒアリング及び質問への対応は特定 DPF 提供者の任意によるものである。今回は各社丁寧に対応していただいたが、今後の保証はない。将来的には、特定 DPF 提供者からの回

答を義務付ける等も検討が必要である。

- ✓ 透明化法では、事業者が積極的に取り組みを行うことが基本で、国の関与や規制は必要最小限に規定している。モニタリングに必要だと伝えただけで、事業者から情報提供がないのであれば、それもマイナスとして評価することとし、強制的に情報提供を求めることはしなくてもよいのではないか。
 - ✓ 措置請求の実施や新しい規制の導入にあたっては、裏付けや理由となる情報が必要である。特定 DPF 提供者からの情報提供も重要だが、委託先の相談窓口などからの情報との突合も来年度以降行いたい。
 - ✓ 欧州の DMA（デジタル市場法）が公布され、来年以降、市場が大きく動いていくと思う。今後、欧州の DMA 等も参照しながら、透明化法の運用をしていくことが望ましい。ただし、欧州等の動きをただ踏襲するのではなく、自国の市場環境を踏まえ、自国にカスタマイズした対応を取るべきである。例えば、ACCC（オーストラリア競争・消費者委員会）の報告書などを見ると、欧州の動向を参考にしつつも、自国の実態を考慮しながら方針を検討している。
 - ✓ 他の国と日本の状況を比較する点について、各国それぞれの効用関数や市場環境があるため、各国が最適な政策を行うべきであり、一律の国際的な共通基準が望ましいわけではない。
 - ✓ 委員・オブザーバー間でベストプラクティスの定義に関する認識を合わせた方がよいと思われる。
 - ✓ 特定 DPF 提供者からの希望を受け事業者ヒアリングを非公開で開催したが、議事録を見ると、公開の開催でも問題なかったと思う。透明化法の趣旨に沿って、今後は公開で開催したい。
- 最後に、事務局より、以下の連絡が行われた。
 - ✓ 次回の会合では、本日頂いた意見を反映し、意見のとりまとめを行う。
 - ✓ 本日の議事録は、事務局作成後、委員等にご確認いただく。
- ※ 本議事要旨は、会合の様態等を事務局の文責において要約したものであり、事後修正の可能性があります。

【お問い合わせ先】

商務情報政策局 情報経済課 デジタル取引環境整備室
電話：03-3501-0397